

サムライシティ会津プロモーション業務要求水準書

1. 業務名 サムライシティ会津プロモーション業務

2. 業務の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、本市における外国人観光客の入込数が急激に減少している状況にある。

これらの状況の改善を図るため、新型コロナウイルス収束後のインバウンド需要の回復期の誘客を見込み、本市の特徴である「サムライシティ」に関連した歴史や文化、食、酒、伝統芸能等の観光資源を取り上げるとともに、新型コロナウイルスによる新たな旅行トレンドに対応する観光コンテンツなどを効果的にプロモーションすることで、本市におけるインバウンド需要を早期に回復することを目的に実施する。

3. 業務の内容

(1) サムライシティ会津プロモーション動画の作成

① ターゲット

- ア 本市の特徴であり、他地域との優位性を打ち出せるサムライ関連コンテンツの効果的な活用を図るため、こうした資源に関心が高く、かつ訪日旅行における観光消費額単価が高い欧米豪市場（イギリス・フランス・アメリカ・オーストラリアなど）をメインターゲットとすること。
- イ 団体旅行に比べ需要回復が早いと考えられる FIT（個人旅行）層に訴求する動画を制作すること。
- ウ SNS や WEB などの電子媒体から情報を収集するメイン層（20 代から 40 代）に訴求する動画を制作すること。

② 動画の内容

・以下の趣旨、構成に基づいたプロモーション動画（動画イメージ）について提案すること

下記の（趣旨 1）を踏まえた 2 分から 3 分程度の動画を 1 本以上、（趣旨 2）を踏まえた 1 分から 2 分程度の動画を 3 本以上作成すること。

なお、（趣旨 1）については（趣旨 2）の内容及び本市の観光素材を幅広く取り上げ、（趣旨 2）についてはテーマ性をもった内容で構成すること。

（趣旨 1）

本市の特徴である「サムライ」関連のコンテンツを活かし、サムライの精神性や、現代にも受け継がれている文化など、「サムライシティ会津」の要素となる有形無形の地域資源をはじめ、自然や風景、繁華街の情景など本市の観光素材を幅広く紹介する動画を構成し、欧米豪地域において、本市が有する魅力の認知度向上を図るものとする。

なお、動画の構成については、感覚的に見入ってしまう映像美が際立つ動画とすること。

（趣旨 2）

With/after コロナにおける旅行トレンドを踏まえ、新たな会津観光のスタイルを提案する動画とする。なお、外国人クリエイターの活用などにより、訪日を検討する外国人が、本市で体験できる旅行が具体的にイメージできる動画とすること。

(制作する動画の例)

テーマ1 会津の旅（体験編）	猪苗代湖の湖水浴やサイクリング、トレッキングなどの自然体験をはじめ、着物で城下町散策など、「密」にならない場所での体験をイメージできるものであること。
テーマ2 会津の旅（夜朝編）	夜や朝ならではの特別な情景や、ゆったりとした時間が流れる温泉宿、歴史ある城下町で味わう日本酒などの観光素材を活用し、夜朝の有意義な時間をイメージできる内容とすること。
テーマ3 会津の旅（冬編）	本市の観光入込は、観桜期から紅葉の時期が多くなり、冬期間の入込が減少する傾向にある。「会津絵ろうそくまつり」や温かみのある温泉宿などの観光素材を活用し、観光客入込の平準化を図るものであること。

※上記のテーマ1から3は例示したものであり、（趣旨2）に記した新たな会津観光のスタイルを提案する内容であれば、別のテーマで動画を作成することも可とする。

※趣旨1及び趣旨2のいずれにおいても、新規撮影を原則とするが、実施時期により撮影が困難なシーンを活用する必要がある場合は、事前に市と協議の上、既存動画の使用を認めるものとする。

③ キャッチフレーズの作成について

②で制作した4本以上の動画それぞれの冒頭に、動画の趣旨に合致し、記憶に残るようなキャッチフレーズをつけること。

④ その他の動画の仕様

ア 動画については原則、英語で対応すること。字幕やナレーション等の使用は妨げない。

イ 動画は、YouTube等で再生可能な動画形式で作成すること。

ウ 撮影時における手配、使用料、出演料、謝礼など撮影にかかる全ての業務について提案者が行うこと。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。

エ 当動画は、本市が行う観光施策等で広く使用することを前提に必要な権利処理を行うこと。

オ 動画撮影については、提案内容をベースとしながらも、発注者の意向を踏まえ調整すること。

カ 動画の規格は4K以上の画質のもの、又はそれに相当するものとする。

キ 動画の末尾などに「AUTHENTIC AIZU」ウェブサイト (<https://authentic-aizu.com/>) のQRコードやURL等を掲載し、動画視聴者のウェブサイト閲覧を誘導する。

(2) プロモーション動画の配信

・以下の内容に基づいたプロモーション動画の配信手法について提案すること

① 業務内容

ア 話題性、拡散性等を確保するため、YouTubeを活用して（1）で制作した4本以上の動画を配信すること。

イ 配信する4本以上の動画がインターネット上で広く視聴されるよう目標回数を想定し、「TrueView インストリーム広告」を実施すること。なお、動画広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮すること。

ウ 配信する4本以上の動画の表示回数、視聴回数、視聴者の属性（国、地域、年齢、特性等）の分析数値等を発注者の求めに応じて報告すること。

※YouTube を活用した動画の配信を基本とするが、それに代わる動画配信手段として、より話題性及び拡散性を確保できる手法がある場合は、YouTube に置き換えて提案することも可とする。

※動画を配信する際、より話題性や拡散性を確保するために SNS などを Youtube に組み合わせて実施することも可とする。

※動画広告の手法として「TrueView インストリーム広告」の実施を基本とするが、それ以外の手法で、本業務の趣旨に合致し、より多くのターゲットにアプローチ可能な手段がある場合は、「TrueView インストリーム広告」に置き換えて提案することも可とする。

(3) 欧米豪地域を対象とした旅行商品造成業務

・以下の内容に基づいた旅行商品の造成、販売手法について提案すること

① 趣 旨

本市においては、令和2年度に、サムライシティ会津の要素（いわゆる武家文化・精神）のほか、会津の伝統を踏まえた本物志向、オールド志向を求める欧米豪訪日旅行者向けの滞在型旅行商品「サムライロード（ウォーキング商品）」（※別紙参照）を造成した。

本業務においては、欧米豪地域向け FIT 商品の取り扱いがあり、欧米豪地域に発信力を有する旅行会社を対象とした「サムライロード」のモニターツアーを実施し、「サムライロード」の認知を広めるとともに、「サムライロード」を基にした旅行商品を造成することで、新たな旅行トレンドに対応した観光コンテンツの充実、磨き上げを図る。

② 業務内容

ア 欧米豪地域向け FIT 商品の取り扱いがあり、欧米豪地域に発信力を有する3社以上の旅行会社を招請し、「サムライロード」のモニターツアーを実施する。

※上記の条件を満たす旅行会社であれば、その所在は国内外を問わない。

※招請期間は2泊3日以上とする。

※招請者の本市までの移動手段および地域内における移動手段の確保・手配など催行にかかる全ての業務について提案者が行うこと。

イ 招請した3社以上の旅行会社において、「サムライロード」の特徴、趣旨に基づいた旅行商品を各1本以上造成すること。なお、ターゲット層のニーズにマッチした実際に販売できる旅行商品の造成を行うこと。また、造成にあたっては、行程等の変更は可とするが、「サムライロード」の特徴やウォーキングといった趣旨は変更しないものとし、事前に発注者と協議すること。

(4) ウェブサイトの強化業務

・以下の内容に基づいたウェブサイト編集のスケジュール等を提案すること

① 業務内容

ア 「AUTHENTIC AIZU」ウェブサイト内に、(1)で制作した動画及び昨年度同業務で制作した下記動画、下記旅行商品を掲載すること。なお、掲載にあたっては、当ホームページのデザインに合致するよう構成するものとし、旅程にある施設の写真などを差し込みながら、ウェブサイトの閲覧者が旅行商品の内容などを具体的にイメージできるようにすること。

※「AUTHENTIC AIZU」ウェブサイトのデザインは変更しないこと。

(当ウェブサイトに掲載する旅行商品) ※旅行商品の詳細は別紙のとおり

- 「サムライロード」
- 「サムライの原点を学ぶ サムライスクール体験」
- 「元刀鍛冶工房で釘から作るレターオープナー」
- 「極上のお花見ディナー」
- 「御薬園の茶道体験」
- 「自分だけの和漢ハーバルティープレンド体験」

(当ウェブサイトに掲載する動画)

- (1) で制作した4本以上の動画
- 「会津の学び The Legacy of samurai」(MP4 ファイル、145MB)
※上記の旅行商品は「サムライの原点を学ぶ サムライスクール体験」を内容とした動画です。
- 「会津の技術」(MOV ファイル、215MB)
※上記の旅行商品は「元刀鍛冶工房で釘から作るレターオープナー」を内容とした動画です。
- 「会津の旅 A Journey in Aizu」(MP4 ファイル、139MB)
※上記の旅行商品は「サムライロード」を内容とした動画です。

(5) その他

その他、当該事業の推進にかかる効果的な方法があれば提案・実施するものとする。

4. 履行期間 契約締結日から令和4年3月28日まで

5. 業務に係る委託料

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

(上記の金額には、上記の(1)～(5)の業務を実施するにあたり必要なすべての関連経費が含まれるものとし、上限額を超える支出は行わないことに留意すること。)

※消費税及び地方消費税の額は税率10%で計上すること

6. 成果品

(1) 実施報告書

- ・ 5部(紙で提出)
- ・ 1部(DVD等で提出)

(2) 上記3.(1)の動画データ(DVD等で提出)

※作成した4本以上の動画は、4K以上(作成した規格)で納品すること。

7. その他

- (1) 受注者は、適宜発注者の意向を確認の上、業務を進めるものとする。
- (2) 成果品の著作権は発注者に帰属することとし、受注者は権利処理の一切を行うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり再委託を行う場合には、事前に文書により、発注者からの了承を得るものとする。
- (4) 事業内容の詳細、事業の進め方等については、受託候補者が決定した後、発注者との協議調整により最終決定を行うものとする。

- (5) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の影響を注視しながら、随時、発注者と情報共有を図りながら事業を進めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響によっては、業務内容の変更又は中止を行う可能性があるものとする。

8. 納入場所

会津若松市観光商工部観光課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

Tel 0242-39-1251 / FAX 0242-39-1433